

福祉

提案・意見

障害の方がサービスを利用して病院受診に行けるように

私は、伊勢市内で福祉業界で働くものです。こちらに提案させて頂く前に自立支援部会というものがあり、そこで提案させて頂くのが本来ではあると思うのですが、大変困っておりこちらに提案させて頂きました。現在、地域に住んでいる方で、足のない方が病院受診をするのに手段がなく困っています。居宅介護のサービスとして有償運送車両での乗降介助がサービスとしてありますが、実際にそのサービスが利用できる事業所はごくわずかで殆どはそのサービスを実施されておられません。相談員として市内のサービスを利用したいのは山々ですが、残念ながら実施しているところは少なく松阪市の事業所にお願いしているのが現状です。

なんとか市内の方が市内の事業所でサービスを利用できるような街にしてほしい。それが出来なくても、たとえば、病院ごとに利用できる送迎バスなどで病院に行きやすいようにしてほしい。老人はやっているのだけれど、障害の方はやっていないといわれ断られることがあるのでその事業所などがあれば 本人さんも助かるだろうし相談員としてもすごく助かります。

回答

平素は、市の障がい福祉施策にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご指摘のとおり、現在市内には、ヘルパー自ら運転する車両への乗降介助、乗車前後の屋内外における移動介助などを行う「通院等乗降介助」を実施している事業所はない状態となっております。

今後は、市内事業所に対し「通院等乗降介助」の実施を働き掛けるなど、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、国に対し報酬面での改正を働き掛けていきます。

なお、現在市では、障がいのある人の外出を支援するため、タクシー料金の一部を助成する制度を実施しておりますので、そちらもご活用いただければと思います。

引き続き、障がいのある人が地域で安心して生活していけるまちを目指し、施策を推進して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

この度は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

担当課

高齢・障がい福祉課（2018年1月回答） [1/27~2/2]

その他

提案・意見

農業委員会理事長職について

農業委員会理事長職は地元（御園町）と関係のない人を当ててもらいたい。

回答

農業委員会の会長と会長職務代理者は、総会において委員の中から互選により選ばれます。特定の地区を充てないなどは出来ませんので、ご理解の程宜しくお願いします。

担当課

農業委員会事務局（2018年1月回答） [1/27~2/2]

その他

提案・意見

消防の初動体制について

火災の多い季節になってきましたが、消防では、まともな初動体制が取れない日が度々あると聞きました。勤務体制表を見せてもらい説明をしてもらいましたのでそのことについて書かせてもらいます。

その日の夜は、全体で39名が勤務していて、本署にあっては、9名勤務でした。この人数だと救急隊6名を除くと3名で消防車と救助工作車と指揮車を運用しなければならないため同時に出動することは不可能であるとのことでした。救助があつて救助工作車が出ても隊員は3名全員が救助隊員というわけではないそうです。私は、事故があれば、オレンジの服を着た救助隊員が颯爽と現れて救助してくれるものと思っていましたが、それは幻想であつたみたいです。

人数が少ないにもかかわらず、火事の現場では、全部の車が、消火栓や貯水槽につくように指示されているため、ホースを伸ばしている間に初期消火や救助の遅れが考えられます。何のために単独で消火活動ができるタンク車を導入しているのでしょうか。このような少人数の体制になっている原因は、職員に休暇を与え、その補充をしないからだそうです。バランスよく休暇を与えることと初動体制を維持することは管理職の腕の見せどころではないでしょうか。なぜ公休者を出したり多い部署から少ない部署へ移動させたりしないかということ、そうすることによって手当が発生するからだそうです。消防長の方針で手当カットのためそれができないそうです。先の台風被害の時には手当のいらぬ管理職ばかりが出てきて現場では交代要員もいなくて大変な思いをしたと聞きました。

しかし、その手当は税金の無駄遣いでしょうか、生きた税金の使い方だと思ふのですが。火事がボヤで収まったり助けを求める者が早く助けられたらそれだけで手当をつけても元が取れるのではないのでしょうか、そのような目に見えないものも試算するべきではないのでしょうか。

火事や救助は、少ないからいいだろうというような問題ではないと思います。前の市民の声にも取り上げられたエレベーターの私物化、職員の命を軽視した命令を出す上司そして、このような危機感のない消防長に消防行政を任せていていいのでしょうか。

現場の隊員は少ない人数と与えられた資器材で一生懸命に活動してくれていると思いますが、もし、わが家が火事になり延焼し家族が逃げ遅れて救助が遅れたとき初動体制に問題があつたとしたなら消防長と市を相手取り訴訟を起こすでしょう。

そこで以下の三点について回答をお願いします。

- (1) 適切な初動体制を維持するには勤務人数は何人必要か。
- (2) 初動体制の維持と手当のカットどちらを優先と考えるか。
- (3) 過去の火災時の初動体制に不備はなかったか。

前の市民の声の暴力的管理職にも書かれているように、事実を隠蔽したり、はぐらかすような回答はやめてください。

回答

職員の勤務体制についてのお尋ねですが、全国の消防本部及び署所における消防職員の人員は、消防組織法に基づく「消防力の整備指針」に基づき算出しています。その算出方法は、各消防本部における勤務体制、業務の執行体制、年次休暇の取得日数、教育訓練の日数等を勘案したものとなっています。

消防職員の整備率は、総務省消防庁が消防施設整備計画実態調査において公開していますが、全国平均で77.4%、三重県の平均が76.3%に対し、伊勢市消防本部は、82.1%で県内に15箇所ある消防本部のうち、5番目に高い数字となっています。

適正な職員配置については、迅速な初動体制の確保、効果的な消防活動の実施に加え、職員の安全確保という点からも極めて重要であることから、引き続き、国や県の情勢などを考慮し、適正配置に努めてまいりますので、ご理解ください。

また、職場における管理職のマネジメント能力は、勤務（初動）体制の確保、職場環境の整備などにおいて重要な要素であることを認識していることを、申し添えます。

次に、初動体制についてのお尋ねですが、ひとつの消防本部のみで対応できる災害対応には限界があることから、県内の消防の相互応援や平成7年に発生した「阪神淡路大震災」を契機に全国の消防が被災地に駆けつける「緊急消防援助隊」も発足しているところです。また、一昨年の12月に新潟県糸魚川市で発生した大火の教訓から消防広域応援体制が強化され、先般の伊勢市曾祢1丁目の高柳商店街で発生した建物火災では近隣の消防本部に応援要請し、災害対応を行いました。過去における初動体制等の不備については、なかったものと考えていますが、被災者や市民の皆様からご意見がありましたら、今後の災害対応へ活かしていきたいと考えています。

最後に、今回いただいたご意見にありました、勤務体制表などの内部文書を一般市民である貴殿に閲覧させ、説明を行った職員がいたとするならば、その職員は公務員倫理に反する行為であり、問題であると考えております。そのような職員は、伊勢市消防には存在しないと考えていますので、その点、申し添えます。

今後とも、消防行政にご理解、ご協力よろしく申し上げます。

担当課

消防本部総務課（2018年1月回答）〔1/27～2/2〕